

議 第 6 号

食品ロス削減への国民運動の更なる推進を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
文 部 科 学 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
農 林 水 産 大 臣
経 済 産 業 大 臣
環 境 大 臣
内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)
内閣府特命担当大臣(こども政策)

あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国では、国や地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元年10月に施行された食品ロスの削減の推進に関する法律に基づき、必要量に応じた食品の販売・購入等の普及啓発や、食品関連事業者等の取組への支援策等が講じられている。

令和3年度においても、日本の食品ロス量は、国連世界食糧計画（WFP）の年間食料支援量を上回る状況が続いており、食品ロスは、食品の廃棄時の直接的な環境負荷や、その食品の生産・流通過程で要したエネルギーの消費等、環境に及ぼす影響が少なくないことから、気候変動対策としても重要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、国民的な脱炭素行動として、食品ロスの削減の推進に関する法律に基づき、食品ロス削減への国民運動の更なる推進のため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 エシカル消費の普及啓発や容器の改善等の取組を一層進めるとともに、食品ロス削減を推進する事業者の評価や食品ロス量の公表等の体制を強化すること。
- 2 こども食堂等への企業等の在庫食品の寄付や家庭の未利用食品の寄付運動等の取組を強化し、地域において食品を有効活用するため、コミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置等への支援制度を整備すること。